

業務委託契約書 (Good DRIVE ドライバー契約・完全版)

Good DRIVE (以下「甲」という)と _____ (以下「乙」という)は、軽貨物配送業務に関する業務委託について、以下の通り契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (委託業務)

甲は乙に対し、軽貨物配送業務およびこれに付随する一切の業務を委託する。
乙は自己の裁量と責任において本業務を遂行する。

第2条 (責任の帰属)

本業務に関する税務上の効果はすべて甲に帰属する。

第3条 (業務遂行責任)

乙は善良な管理者の注意をもって業務を遂行する。
乙の故意または過失により発生した誤配・破損・紛失・クレーム等については乙が対応する。
乙の責により甲に損害が発生した場合、乙はその損害を賠償する。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は締結日より1年間とする。
期間満了の1ヶ月前までに双方から解約の申し出がない場合は自動更新とする。

第5条 (委託料および控除)

委託料は案件ごとに甲が提示する。
甲は以下の費用を乙の売上金から控除できる。

- ・車両リース料
- ・保険料
- ・ロイヤリティ
- ・ガソリン代
- ・ETC利用料
- ・損害金、違約金

支払いは毎月末締め翌月末払いとする。

乙に未払金、損害金、違約金または車両リース残債が発生した場合、甲は乙の委託料、売上金、最終精算金等から相殺することができる。

第6条 (車両貸与)

甲が乙に貸与する車両は原則2年間契約とする。
乙は最低1年間継続利用する義務を負う。
乙の都合により1年未満で契約終了する場合、乙は残存リース料相当額を支払う義務を負う。
契約終了時に未払金がある場合は一括支払いとする。
通常損耗を超える損傷は乙の負担とする。
事故発生時の免責金額は乙が負担する。
乙は日常点検および車両管理義務を負う。

第7条（車両転貸の禁止）

乙は甲から貸与された車両を第三者に貸与、転貸または使用させてはならない。

第8条（最低稼働義務）

乙は原則として1ヶ月あたり15日以上稼働する義務を負う。

やむを得ない事情がある場合は事前に甲へ報告し承諾を得る。

事前承諾なく15日未満が2ヶ月連続した場合、甲は以下の措置を行うことができる。

- ・ 委託料減額
- ・ 車両貸与条件の見直し
- ・ 車両貸与契約解除
- ・ 残存リース料一括請求

第9条（違約金）

当日無断欠勤：30,000円

前日キャンセル：20,000円

14日以上音信不通の場合、甲は催告なく契約解除できる。

乙の責により代替手配が発生した場合、その費用は乙が負担する。

第10条（競業禁止）

乙は契約期間中および終了後1年間、甲の取引先と直接契約してはならない。

また甲のドライバーを勧誘または引き抜きしてはならない。

違反した場合、乙は100万円または実損額のいずれか高い金額を支払う。

第11条（秘密保持）

乙は業務上知り得た顧客情報、配送情報等を第三者へ漏洩してはならない。

本条は契約終了後も存続する。

第12条（反社会的勢力の排除）

乙は暴力団等反社会的勢力に該当しないことを保証する。

第13条（損害賠償）

本契約違反により損害が生じた場合、相手方は賠償請求できる。

第14条（合意管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

車両貸与誓約書

私はGood DRIVEより貸与される車両について以下を誓約します。

1. 車両は業務目的に沿って適切に使用する。
2. 車両の管理責任は利用者本人が負う。
3. 事故・破損・紛失が発生した場合は速やかに報告する。
4. 無断転貸・第三者利用を行わない。
5. 契約終了時は速やかに車両を返却する。

契約締結日	年 月 日
甲	Good DRIVE 代表 堂園 健次
住所	東京都足立区興野1-13-5
乙 住所	
乙 氏名	